

山中湖村簡易水道水質検査省略規準

第1項 この規準は、山中簡易水道及び平野簡易水道の水質規準項目に基づく検査の回数、検査項目についての省略について定める。

(検査の回数)

第2項 水道法施工規則に基づく検査の回数を減ずる場合

1号 水源の周辺に設置される水又は汚染物質を排出する施設
の設置の状況等から、水源の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項について検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項について検査結果が、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。(法規則第15条1項3号)

2号 前号に規定する検査回数を適用するにあたっては、過去3年間の検査結果を基に判断する。

3号 水源の水質が大きく変わるおそれが少ない場合とは、次に掲げるものをいう

ア 水源の周辺に2,000m²を超える開発行為がなされないこと。

イ 水源の周辺に10戸以上もしくは、汚染物質の排出のおそれがある工場等が建設されないこと。

4号 前号に該当しない場合であっても汚染のおそれが生じた時は、その都度判断し検査回数を決定する。

(検査の省略)

第3項 水質基準に基づき検査省略する場合

1号 過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、検査を省略することが出来る。(法規則15条1項4号)

2号 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであるとみとめられる場合、検査を省略することが出来る。(法規則15条1項4号)

3号 1号、2号に規定する検査の省略を適用するにあたっては、過去の検査結果を少なくとも5年間の検査結果を基に判断するものとする。

4号 原水並びに水源及びその周辺の状況の勘案事項として、次に掲げるものをいう。

ア 水源周辺に2,000m²を超える開発行為がなされないこと。

イ 水源の周辺に10戸以上もしくは、汚染物質の排出のおそれがある工場等が建設されないこと。

5号 前号の規定に基づき検査を省略した場合であっても、変化を確認するため、概ね3年に1回程度水質の検査の実施を行うものとする。

7号 前号に該当しない場合であっても汚染のおそれが生じた場合、その都度判断し検査省略を決定する。